

調布市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 7 年度財政援助団体等監査の結果を公表する。

令和 8 年 3 月 25 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二
調布市監査委員 小 山 敦
調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

1 所管部課 生活文化スポーツ部産業振興課（以下「産業振興課」という。）、福祉健康部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）及び環境部環境政策課（以下「環境政策課」という。）

2 対象団体 調布市勤労者互助会（以下「勤労者互助会」という。）、調布市商工会（以下「商工会」という。）及び調布市観光協会（以下「観光協会」という。）

第3 監査の実施期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月18日（水）まで

第4 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年9月30日までに執行された財政的援助等に係る出納及びその他の事務

第5 監査の主眼点及び方法

監査の実施に当たっては、調布市監査基準に基づき、次に掲げる事項を主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、現地確認、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の着眼点としては、次に掲げる事項を重点とするものとする。

1 所管部課（産業振興課、障害福祉課及び環境政策課）

(1) 補助金

ア 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 負担金

ア 負担金の目的及び内容は明確か。また、必要性は十分か。

イ 負担金の算定、支払方法、時期、協定書等は適正か。

ウ 負担金の支払団体への関与及び確認は適切に行われているか。

2 対象団体（勤労者互助会、商工会及び観光協会）

(1) 補助金

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられている

- か。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 負担金

- ア 負担金は目的に基づき支出されているか。
- イ 負担金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 負担金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 報告等は適正に行われているか。

第6 監査対象の概要

1 産業振興課

対象団体に対する補助金交付等の状況は、次に掲げるとおりである。

(1) 勤労者互助会

勤労者互助会の運営及び事業に必要な経費として、調布市勤労者互助会事業補助金交付要綱（平成5年調布市要綱第30号）に基づき、補助金として、令和6年度は1,502万1,000円を、令和7年度は1,492万2,000円を交付している。

【補助金交付内訳】

補助対象経費	令和6年度確定額	令和7年度交付決定額
総務費（人件費）	4,800,000円	4,800,000円
事業費	10,221,000円	10,122,000円
計	15,021,000円	14,922,000円

(2) 商工会

ア 調布市商工会事業費等補助金

商工会の事業に必要な経費として、調布市商工会事業費等補助金交付要綱（平成22年調布市要綱第52号）に基づき、補助金として、令和6年度は6,312万6,841円を、令和7年度は6,415万円を交付している。

【補助金交付内訳】

補助対象経費	令和6年度確定額	令和7年度交付決定額
人件費	13,400,000円	14,000,000円
事業費	44,126,841円	44,550,000円
管理費	1,000,000円	1,000,000円
会館管理費	4,600,000円	4,600,000円
計	63,126,841円	64,150,000円

イ 調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金

長引く物価高騰の影響を受ける市内事業者の負担軽減に必要な経費とし

て、補助事業実施の起案文書に基づき、補助金として、令和6年度は2億2,669万972円（うち繰越明許費※2億826万9,464円）を、令和7年度は3億931万円（うち繰越明許費3億157万8,000円）を交付している。

※ 地方自治法第213条に基づき、翌年度に繰り越して使用することができる経費

(3) 観光協会

ア 調布市観光協会事業費等補助金

観光協会の事業に必要な経費として、調布市観光協会事業費等補助金交付要綱（平成22年調布市要綱第54号）に基づき、補助金として、令和6年度は5,717万6,000円を、令和7年度は7,342万3,000円を交付している。

【補助金交付内訳】

補助対象経費	令和6年度確定額	令和7年度交付決定額
観光の振興等に係る経費	22,400,000円	25,847,000円
花火運営費	34,776,000円	47,576,000円
計	57,176,000円	73,423,000円

イ 調布市外国人観光客等受入環境整備事業補助金

外国人旅行者等の受入環境整備に向けた取組に必要な経費として、調布市外国人観光客等受入環境整備事業補助金交付要綱（平成29年調布市要綱第27号）に基づき、補助金として、令和6年度は200万円を、令和7年度は550万1,000円を交付している。

2 障害福祉課

商工会に対し、市内商店等におけるバリアフリーに必要な経費として、調布市地域共生推進ふれあい商店等補助金交付要領に基づき、補助金として、令和6年度は525万1,000円を、令和7年度は1,000万円を交付している。

3 環境政策課

商工会に対し、市域における省エネ化を促進することを目的とした市内事業者の省エネ診断及び設備機器の改修に必要な経費として、ゼロカーボンシティ調布の実現に向けた市内事業所等の省エネ対策事業に係る協定書に基づき、負担金として、令和6年度は2,788万8,431円を、令和7年度は2,500万円を負担している。

4 勤労者互助会

- (1) 名称 調布市勤労者互助会
- (2) 所在地 東京都調布市小島町2丁目36番地21 調布市商工会館2階
- (3) 設立 昭和47年6月30日
- (4) 目的 市内の中小規模事業所（以下「事業所」という。）に勤務する従業員等の福利厚生を増進を図るとともに、事業所の振興発展に寄与すること。
- (5) 事業
 - ア 会員の福利厚生に関する事業を行うこと。

イ 会員の共済に関する事業を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本互助会の目的の達成に必要な事業を行うこと。

(6) 組織（令和7年4月1日現在）

ア 会長 1人

イ 副会長 2人

ウ 理事 11人

エ 会計理事 1人

オ 監事 2人

カ 顧問 1人

キ 評議員 5人

(7) 会員構成（令和7年4月1日現在）

ア 会員数 3,410人

イ 事業所数 503所

5 商工会

(1) 名称 調布市商工会

(2) 所在地 東京都調布市小島町2丁目36番地21 調布市商工会館

(3) 設立 昭和36年12月6日

(4) 目的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。

(5) 事業

ア 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。

イ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

ウ 商工業に関する調査研究を行うこと。

エ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。

オ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。

カ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

キ 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共催事業の業務を行うこと。

ク 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。

ケ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。

コ 輸出品の原産地証明を行うこと。

サ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

シ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

ス 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

セ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。

ソ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

タ アからソまでに掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(6) 組織（令和7年4月1日現在）

ア	会長	1人
イ	副会長	2人
ウ	理事	30人
エ	監事	2人
オ	総代	112人

(7) 会員構成（令和7年4月1日現在）

会員数 2,937人

6 観光協会

(1) 名称 調布市観光協会

(2) 所在地 東京都調布市小島町2丁目35番地1 調布市役所8階産業振興課内

(3) 設立 昭和30年4月1日

(4) 目的 都会のふるさと調布の歴史と映画のまち・芸術文化・スポーツなどの特色を有する調布市の観光事業の振興を図り、産業の発展と文化の向上に寄与すること。

(5) 事業

ア 観光事業の計画及び実行に関すること。

イ 観光事業に関する調査、研究並びに資料の収集及び作成に関すること。

ウ 観光資源の活用及び観光客の誘致に関すること。

エ 観光施設の整備、保存及び活用に関すること。

オ 観光の紹介、宣伝及び出版物の刊行に関すること。

カ 観光に関する各種催し物の計画及び実施、援助に関すること。

キ 郷土物産品の紹介並びに土産品の研究及び開発に関すること。

ク 関係諸団体との連携強化に関すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、本会の目的達成のために必要な事業を行うこと。

(6) 組織（令和7年4月1日現在）

ア	会長	1人
イ	副会長	2人
ウ	顧問	1人
エ	常任理事	10人
オ	理事	7人
カ	会計	2人
キ	会計監査	2人
ク	相談役	1人

(7) 会員構成（令和7年4月1日現在）

ア	法人会員数	77人
イ	個人事業主会員数	44人
ウ	個人会員数	44人

第7 監査の結果

対象事務については、上記のとおり監査した限りにおいて、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められるが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

1 産業振興課

(1) 補助金について

ア 調布市勤労者互助会事業補助金において、一部前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず、交付申請書に申請額の積算根拠に係る書類の添付を求めず交付決定しているもの、実績報告書に添付の収支決算書の決算額に誤りがあるもの、同収支決算書において、補助対象事業費に先に補助金を全額充当し、後に会費収入を充当した結果、翌年度への繰越額が生じているものが見受けられた。

調布市勤労者互助会事業補助金交付要綱に基づき、適正な審査に努めるとともに、勤労者互助会と協議のうえ、適切な繰越金のあり方について検討されたい。

イ 調布市商工会事業費等補助金において、実績報告書に添付の調布市商工会事業費補助金決算書と事業別決算書の市補助金充当額が一部異なっていることから、補助金の精算額に不足が生じているものが見受けられた。

調布市商工会事業費等補助金交付要綱に基づき、適正な審査に努められたい。

ウ 観光協会が保有する花火大会の口座において、花火運営費に係る繰越金及び積立金に関する取扱いを定めることなく、余剰金が生じているものが見受けられた。

調布市観光協会事業費等補助金交付要綱に基づき、適切な余剰金の在り方を検討のうえ、適正な管理に努められたい。

(2) 人事管理について

前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず、会計年度任用職員を含む調布市職員が観光協会固有の事務に携わっているのは、観光協会の独立性を損ねており、好ましい状況ではない。観光協会の運営を早急に改めるとともに、それぞれの身分や立場を明確にされたい。

調布市組織規則に基づき、適正な対応に努められたい。

(3) 文書事務について

調布市とは別団体である観光協会が作成した文書を産業振興課のファイル管理簿にて管理しているものが見受けられた。

調布市文書管理規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

2 障害福祉課

補助金について

調布市地域共生推進ふれあい商店等補助金において、令和7年度に同補助金交付要領の改正があったにもかかわらず、交付申請書の添付書類として、改正前の補助申請額算定方法を用いた所要額調書を収受し、差替えを求めることなく交付

決定を行っているものが見受けられた。

調布市地域共生推進ふれあい商店等補助金交付要領に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

3 勤労者互助会

(1) 補助金について

ア 調布市勤労者互助会事業補助金に係る実績報告書に添付の収支決算書において、補助対象事業費に先に補助金を全額充当し、後に会費収入を充当した結果、翌年度への繰越額が生じているものが見受けられた。

産業振興課と協議のうえ、適切な繰越金のあり方について検討されたい。

イ チケット^{あっせん}幹旋事業において、令和6年度事業報告書に公演数及びチケット枚数を誤って記載しているもの、チケットの残枚数を管理していないものが見受けられた。

事業実施に係るチケットの種類、購入枚数、販売枚数及び残枚数の適正な管理に努められたい。

(2) 会計事務について

令和6年度収支決算書において、観劇・コンサート等チケット^{あっせん}幹旋事業の収入及び支出をそれぞれ6万円多く計上しているもの、収入計上すべき事業を誤っているものが見受けられた。

調布市勤労者互助会運営規程に基づき、適正な収支決算書の作成に努められたい。

(3) 所管規則等について

公印（印章）規程、個人情報^{あっせん}の取扱いに関する規程、文書取扱規程等、事業を円滑に運営するための規程、細則等において、規約や運営規程に明文化することなく、商工会の規程を準用しているものが見受けられた。

調布市勤労者互助会規約に基づき、事業を円滑に運営するための規程、細則等の整備に努められたい。

4 商工会

(1) 補助金について

ア 調布市商工会事業費等補助金において、実績報告書に添付の調布市商工会事業費補助金決算書と事業別決算書の市補助金充当額の金額が一部異なっていることから、補助金の精算額に不足が生じているものが見受けられた。

調布市商工会事業費等補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

イ 調布市商工会事業費等補助金が充当されている令和6年度バイ調布チケット事業において、抽選を経て行ったチケットの一次販売終了後、残ったチケットを二次販売する前に、一事業者に販売しているものが見受けられた。

補助金を活用した事業の実施に当たっては、公平性が担保されるよう適正な事務の執行に努められたい。

(2) 会計事務について

会計事務において、調布市商工会文書取扱規程で支出何^{つづり}綴は10年保存と規定

されているにもかかわらず，印字の消えかけている感熱紙の領収書が見受けられた。

調布市商工会文書取扱規程に基づき，適正な事務の執行に努められたい。

(3) 現金の取扱いについて

手持現金において，調布市商工会会計処理規程で定める金額以上の額を保管しているものが見受けられた。

調布市商工会会計処理規程に基づき，適正な事務の執行に努められたい。

(4) 契約事務について

調布市内事業所LED照明設置等補助事業に係る業務委託契約書において，印紙の貼付がないもの，契約日の記載のないものが見受けられた。

印紙税法等に基づき，適正な事務処理に努められたい。

(5) 労務管理について

職員の出退勤の管理において，年次有給休暇の取得日と出勤簿に記載の日付が異なっているもの，出張申請を失念しているもの，タイムカードに修正液を使用しているもの等が見受けられた。

調布市商工会服務規程等に基づき，適正な出退勤管理に努められたい。

5 観光協会

(1) 会計事務について

電気代の支払において，調布市観光協会会則に会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと規定されていることに加え，前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず，会計事務の明確な規程等を整備することなく，令和7年4月請求分を令和6年度分として執行しているものが見受けられた。

会計事務に係る規程等を整備し，適正な事務の執行に努められたい

(2) 文書事務について

調布市とは別団体である観光協会が作成した文書において，所在場所，保存年限，引継等の明確な規程等を整備することなく，市に管理させているものが見受けられた。

文書管理に係る規程等を整備し，適正な文書の管理に努められたい。

(3) 備品の管理について

観光協会及び調布市花火実行委員会が所有する備品において，備品台帳が整備されていないもの，調布市花火実行委員会会則に毎年の解散時における備品所属に関する規定がなく，観光協会に預けているものが見受けられた。

観光協会の備品台帳を整備するとともに，調布市花火実行委員会についても備品台帳を整備させ，適正な管理に努められたい。